

これだけは知っておこう！

ケータイ・インターネット
～安全編～



保護者の皆様へ

子どもをケータイ、インターネットのトラブルから
守るために、これだけは知
っておきましょう。

☆ケータイの利用料金の仕組みを知っていますか？

子どもが使ったケータイの月額料金の明細を見て、驚いたことがあるのではないのでしょうか？

ケータイでは、通話やメールのほかに、インターネット機能に接続して音楽やゲームのダウンロードが行えます。ケータイについての利用法を親子できちんと話し合わないで、子どもが、そのようなさまざまな機能を使いこなして、知らないうちに、思っても見なかったような金額を請求されることがあります。

あるいは、大量の広告メール（スパムメール）が送りつけられてきた場合に、それを受信するだけでも通信料を負担することになります。

[ケータイの利用料金はどのように設定されているの？]

ケータイを利用する場合、その利用法は、通話、メール送受信、データ通信などさまざまです。

ケータイを使って通話した場合、固定電話と同様に通話料がかかりますが、通話以外の上記のようなメール送受信やデータ通信サービスを利用する場合は、接続利用時間に対応した料金ではなく、情報の量に応じた料金が設定されています。

（参照：次の「メールなどのパケット料金って何？」）

例えば、100文字程度のメールが1回につき3円ぐらいなのが、音楽を1曲ダウンロードすると5,000円とか9,000円もの料金がかかったりする場合があります。また、メールに動画を添付したりすると、データ量が多くなり、3,000円、5,000円といった額になってしまいます。有料サイトへアクセスした場合には、通信料に加えて情報料を別途、支払わなければなりません。

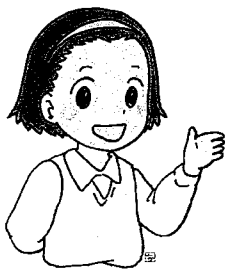
ケータイ電話会社では、定額制サービスを提供したり、あるいは、利用上限額を設定したりというサービスを行っているので、これらを利用することも料金の高額化を防止するひとつの手段となるでしょう。

※ 各ケータイ電話会社のホームページ、あるいは案内冊子をご覧くださいと、料金の比較表をみることができます。

☆メールなどのポケット料金って何？

ケータイ利用料金の中で、年々増えているのが「ポケット料金」です。これは通話ではなく、メールなどをケータイでやりとりしたデータに応じてかかる料金のことです。

知らない間に使いすぎて高額な料金にならないように、ポケット料金の仕組みを理解して節約法も考えたいものです。



ポケットとは「小包」の意味です。情報を小さな単位（ポケット）に分割して送受信する方法をポケットと言います。

〈S社のポケット料金〉

(通信料)

プラン1 10.21 円／1 パケット (128 バイト)

プラン2 0.105 円／1 パケット (128 バイト)

〈事例〉

横浜市のAさん(42)は中学3年生の長女のケータイの利用料金が悩みの種です。「カメラ付きケータイを買い与えたところ、ポケット料金が2,000円から倍の4,000円に増えてしまいました。文字だけではなく、写真も頻繁にやり取りしているようです。」

ケータイでメールをやり取りしたり、ケータイサイトをみたりする際に、情報量、つまりパケット量に応じて料金がかかります。

1パケット(128バイト)は全角で64文字相当。一般的に文字だけのメール(250字)は4パケット程度なのに対し、写真付きメール(7キロバイトの写真添付)だと55パケットにもなります。

〈解決法〉

割引サービスを使ったら・・・

Aさんの長女が使っているS社の場合、1パケットあたりの料金は0.3円なので、4,000円の料金を0.3で割ると、使用したパケット量は13,333になります。毎月定額の1,200円を支払って、「ポケット5」というサービスを使うと、1パケットあたりの料金が0.1円になります。

長女が使った13,333パケットから定額分の12,000パケットを引いた残り1,333パケットに0.1円をかけると133円。定額の1,200円と133円を足して1,333円になり、4,000円の3分の1になります。割引サービスの方がお得ですね！

☆ ゲーム編のこたえ「2」が正解

有料のサインかもしれないので、ゲームを打ち切ってください。

ケータイには、トラブルを防ぐためのさまざまな機能やサービスがあります。利用することで、安心してケータイを使うことができます。

契約の時に、設定できるサービスなので、使い方をよく考えて、内容を検討してください。

☆ フィルタリングサービス

インターネットのサイトには、役に立つ情報がたくさんありますが、中には子どもに悪い影響を与えるサイトも混じっています。

こうした悪質なサイトへの接続を自動的にブロックできるのが「フィルタリングサービス」です。子どもの年齢によってフィルタリングのレベルを選べます。

☆ 発着信制限サービス

設定すると、電話の相手を知っている人だけに制限したり、話したくない電話を受け取らないようにできます。

☆ メールフィルター

迷惑メールや嫌がらせメールなど、受け取りたくないメールをケータイ会社でシャットアウトし、ケータイまで届かないようにできます。

☆ 防犯ブザー

「防犯ブザー」付きのケータイもあります。もし、危ない目にあったら、ブザーを鳴らして、周りの人に助けてもらいましょう。



防犯ブザー付きのケータイでは、ひもを引くとブザーが鳴るものや、専用のボタンを長押しすると、鳴るタイプのものもあります！

困った時の相談先



不当請求や架空請求などの相談

三重県消費生活センター (平日・日曜日 9時から16時)	☎ 059-228-2212 (〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎3階)
消費者ホットライン (消費者相談一元化ダイヤル)	☎ 0570-064-370 (まもろうよ みんなを)

迷惑メールの相談

(財)日本データ通信協会 (迷惑メール相談センター)	http://www.dekyo.or.jp/Soudan/ ☎ 03-5974-0068 (10:00~17:00)
(財)日本産業協会 (迷惑メール情報提供受付)	http://www.nissankyo.or.jp/spam/index.html

警察

警察庁 「インターネット安全・安心相談」	http://www.npa.go.jp/cybersafety/
三重県警察 「けいさつ総合相談窓口」	☎ 059-224-9110 または #9110

電気通信サービス関係相談

総務省東海総合通信局	☎ 052-971-9105 (総務課)
総務省電気通信消費者相談センター	☎ 03-5253-5900

ネット上でいじめにあった場合

法務省「子どもの人権110番」	☎ 0120-007-110
文部科学省 「24時間いじめ相談ダイヤル」	☎ 0570-0-78310

インターネット一般相談

(財)インターネット協会	http://www.iajapan.org/contact/hotline.html
--------------	---

違法・有害情報の通報窓口

(財)インターネット協会 インターネット・ホットラインセンター	http://www.internethotline.jp
------------------------------------	---

この冊子は、三重県消費生活対策審議会消費者教育研究部会の委員の方のご協力を得て作成しました。

ご協力いただいた委員の方々

(敬称略)

小田奈緒美 (椛山女学園大学講師)
鈴木真由子 (大阪教育大学准教授)
上井 長十 (三重大学准教授)
伊藤真由美 (日本チェーンストア協会中部支部
マックスバリュ中部株式会社CS推進部長)
中島 敦子 (四日市消費者協会会長)

(お問い合わせ先)

三重県消費生活センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地

三重県栄町庁舎3階

電話 059-224-2400 FAX 059-224-3372

ホームページアドレス <http://pref.mie.lg.jp/shouhi/hp/>

イラスト：高橋千佳 (三重県職員)